

議案第155号

財産の無償譲渡について

下記のとおり財産を無償で譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議決を求める。

平成27年10月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 譲渡する財産

(1) 種類 土地

(2) 所在地 さいたま市浦和区東仲町70番7外40筆

(3) 地積 3,188.00平方メートル

2 譲渡の相手方 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役 富田 哲郎

3 譲渡理由 浦和駅周辺鉄道高架化事業及び東北客貨線乗降場設置事業の完了による清算に伴い、鉄道施設用地を無償で譲渡する必要があるため。

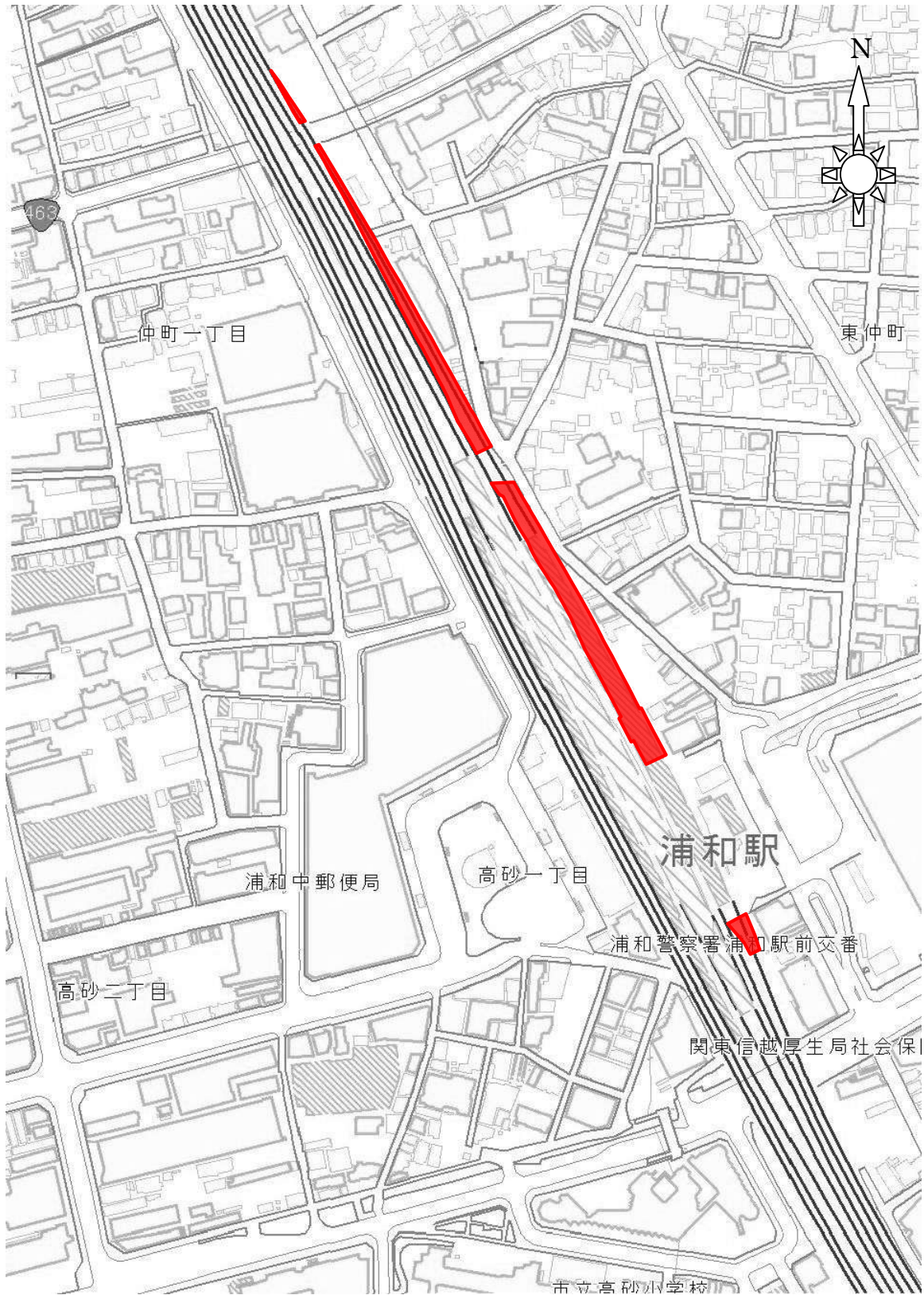
(参考)

譲渡する財産

所 在	地 番	地 目	地積 (㎡)	
浦和区東仲町	70番7	宅地	879	69
〃	70番21	〃	11	56
〃	75番15	〃	0	61
〃	76番3	〃	102	69
〃	77番1	〃	11	82
〃	77番4	〃	220	96
〃	77番8	〃	42	67
〃	77番10	〃	16	81
〃	77番11	〃	72	18
〃	77番12	〃	19	46
〃	77番17	鉄道用地	3	42
〃	77番19	宅地	23	81
〃	77番20の一部	鉄道用地	223	18
〃	120番6の一部	宅地	142	05
〃	120番9の一部	国有地	57	69
〃	123番9	宅地	32	17
〃	123番10	〃	15	97
〃	123番11	〃	10	49
〃	123番12	〃	20	51
〃	124番1	〃	69	92
〃	125番3	〃	155	19
〃	126番4	〃	18	23
〃	140番4	〃	186	47
〃	141番5	〃	29	33
〃	141番6	〃	19	31
〃	143番3	〃	50	44
〃	143番4	鉄道用地	44	15

浦和区東仲町	1 4 5 番 3	宅地	0	0 4
〃	1 4 6 番 5	畑	5 9	3 1
〃	1 4 8 番 8	宅地	5	9 5
〃	1 4 8 番 9	〃	4 4	4 3
〃	1 5 0 番 6	〃	3 2	8 8
〃	1 5 1 番 5	〃	1 8	8 7
浦和区仲町1丁目	1 6 6 番 5 4	〃	2 1	3 3
浦和区東高砂町	1 9 4 番 6	〃	2 3 8	8 7
〃	1 9 4 番 7	〃	0	3 3
〃	1 9 5 番 1 4	〃	6 7	5 7
〃	1 9 5 番 1 5	〃	1 3 5	1 5
〃	1 9 5 番 1 6	〃	0	8 7
〃	1 9 8 番 1 6 の一部	〃	5	8 8
〃	1 9 8 番 1 7	〃	7 5	7 4

案内図



■■■■ ・・・譲渡する財産